

広島県告示第九百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、北広島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、北広島町長から届出があつた。

平成二十一年十一月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
大字	字	大字	字
川戸	妙見 (山林部)	川戸	場ヶ谷 (山林部)
藤原 (耕地部)	一九二二	妙見 (山林部)	場ヶ谷 (山林部)
田中 (耕地部)	四五三五、四五三七、甲四五六四、乙四五六四、乙四五七六、四五八四の一	尾ノ平 (山林部)	
民安 (耕地部)	四八一三、四八七〇、四八七八の一、四八七八の二、甲四八七九、乙四八七九、四八八九四八九〇、甲四八九一、乙四八九一、四八九二から四八九七まで、四九五七から四九五九まで	場ヶ谷 (山林部)	
宇藤堀 (耕地部)	五一七五の三、五一七五の四、五一八一、五一九三、五一九五から五一九八まで、五一九九の一、五一九九の二、五二〇〇、五二〇一、甲五二〇二、乙五二〇二、五二〇三から五二一七まで		
	五二一八、甲五二一九、乙五二一九、五二二〇、五二二一、甲五二二二、乙五二二二、五二二三から五二二八まで、五二三〇から五二二三まで、甲五二三四、乙五二三四、乙五二三五、五二四〇、五二四三、五二四四の一、五二四四の二、五三〇〇、甲五三〇一、乙五三〇一、五三〇二、五三〇三、五三二五から五三三四まで		
	五三三五から五三四三まで、五三四四の二から五三四四の三まで、五三四五、五三四六、甲五三四七、乙五三四七、五三四八から五三五五まで、甲五三五六、乙五三五六、五三五七から五三五九まで、五三六一、五三六一、甲五三六八、乙五三六八、五四七三から五四七五まで、甲五四七六、乙五四七六、甲五四七七、乙五四七七		

		中山		
明地原 (耕地部)	塚本 (耕地部)	日中郷 (耕地部)		
二四七	一四四の一、一四四の二、乙一四四、一四五の一、一四五の二、一四六から一五〇まで、二〇九の四、二一一の二、二一二の一	九六、九七の一、九七の二、九八の一	九五 九六、九七の一、九七の二、九八の一	五三六〇、五三六三から五三六五まで、五三九八、五三九九
		中山		
	大平山 (山林部)	日野山 (山林部)	郷々谷 (山林部)	金山 (山林部)
				大平畑 (山林部)